

東北地方太平洋沖地震特別対策融資のご案内

平成 23 年
3月 18日 から

茨城県では、東北地方太平洋沖地震により被害を受けた中小企業の皆様の災害復旧や経営安定化のための融資制度を実施します！！

融資概要

東北地方太平洋沖地震により損害を受け、経営の安定に支障をきたしている県内に事業所を有する中小企業者等

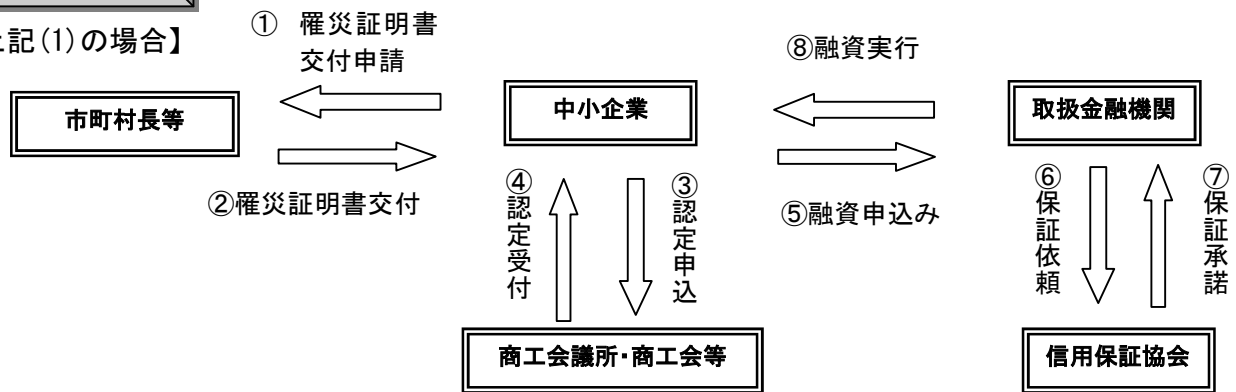
- (1) 市町村長等から東北地方太平洋沖地震に係る罹災証明を受けたもの（国の災害関係保証の対象となるものに限る）
- (2) 東北地方太平洋沖地震の影響により地震発生後1か月当たりの平均受注高もしくは平均売上が、前年同期比で5%以上減少しているもの又は5%以上の減少が見込まれるもの

	上記(1)の対象者	上記(2)の対象者
融資限度額	設備資金 8,000万円 運転資金 8,000万円 設備・運転併用 8,000万円	運転資金 8,000万円
融資(据置)期間	設備資金 10年以内(据置3年以内) 運転資金 10年以内(据置2年以内) 設備・運転併用 10年以内(据置2年以内)	運転資金 10年以内(据置2年以内)
融資利率	3年以内 1.2% 3年超5年以内 1.3% 5年超7年以内 1.4% 7年超10年以内 1.5%	3年以内 1.2% 3年超5年以内 1.3% 5年超7年以内 1.4% 7年超10年以内 1.5%
保証料	0.7% (県が全額補助)	0.45%~1.9% (うち、県が5割補助)

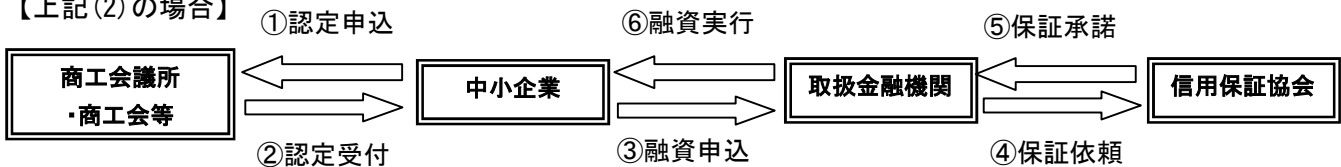
※上記(1)と(2)の両方を利用する場合には、融資限度額は(1)と(2)を併せて8,000万円。

融資の手続き

【上記(1)の場合】



【上記(2)の場合】



取扱金融機関

(※) 金融機関及び信用保証協会の審査があります。

常陽銀行・筑波銀行・足利銀行・武蔵野銀行・東邦銀行・千葉銀行・東日本銀行・栃木銀行
 福島銀行・結城信用金庫・水戸信用金庫・佐原信用金庫・銚子信用金庫・烏山信用金庫
 茨城県信用組合・中央商銀信用組合・ハナ信用組合・商工組合中央金庫・三菱東京UFJ銀行

お問い合わせ先

茨城県 商工労働部 産業政策課 金融グループ
 水戸市笠原町 978 番 6 TEL 029-301-3530

<http://www.pref.ibaraki.jp/bukyoku/syoukou/shosei/yushi/yushitop.htm>

平成 23 年 3 月